

利用料金のご案内 (特定施設入居者生活介護) 介護付有料老人ホーム 瀬戸風

介護保険利用者負担金

R7年4月 (単位:円)

		単位	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
①	(介護予防)特定施設入居者生活介護(Ⅰ)	1日	183	313	542	609	679	744	813
②	夜間看護体制加算(Ⅱ)	1日	9						
③	協力医療機関連携加算	1月	100						
④	入居継続支援加算(Ⅰ)	1日	36						
⑤	科学的介護推進体制加算	1月	40						
⑥-1	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	-	(①～⑤)×12.8%						
⑥-2	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	-	(①～⑤)×12.2%						

※加算については裏面に説明があります。

その他の加算	退院退所時連携加算(入居後30日間) 1日あたり 30円		
	看取り介護加算(Ⅰ)	死亡日45日前～31日前(1日72円) 死亡日前日及び前々日(1日680円)	死亡日30日前～4日前(1日144円) 死亡当日(1280円)

介護保険給付以外のサービスに要する費用

㊦管理費	35,000円/月 (電気・水道・施設維持費など含む)		
㊧家賃	55,000円/月		
㊨食費(30日)	44,700円/月	1,490円/日(朝食390円・昼食550円・夕食550円)	

※特別食については、別途実費が必要となります

その他

入居一時金	入居日までに指定口座に入金していただきます 退居時に利用料、居室修繕費、遅滞金等を差し引いた残額を返金します	300,000円
個別的な外出介助(協力医療機関以外の通院、入退院の付き添い等)		職員 1 名につき 1 時間 1,500 円
入浴支援(週 2 回をこえて入浴支援を希望する場合)		1 回につき305円
生活用品・おむつ代・クラブ活動等の個別の費用		全額実費
外部サービス利用の費用(訪問理美容等)		全額実費

1ヶ月(30日)の概算費用

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①～⑥合計	6,317	10,693	20,022	22,289	24,658	26,858	29,193
㊦～㊨合計	134,700 (管理費+家賃+食費(30日分))						
1割負担	141,017	145,393	154,722	156,989	159,358	161,558	163,893
2割負担	147,334	156,086	174,744	179,278	184,016	188,416	193,086
3割負担	153,651	166,779	194,766	201,567	208,674	215,274	222,279

<加算について>

加算は、専門職や有資格者の配置、専門的なサービスの提供、基準に定められる人員よりも多くの職員を配置していること、緊急時の体制構築、中重度者の受入れなど、それぞれの加算に定められる算定要件を満たすことで、基本報酬にプラスして算定できる介護報酬の項目です。

■夜間看護体制加算(Ⅱ)

夜間の看護体制を充実している施設を評価する加算です。以下の点が定められています。

- ① 常勤の看護師を1名以上配置している。
- ② 看護にかかる責任者を定めている。
- ③ 看護職員により利用者に対して24時間連絡できる体制を確保している。
- ④ 「重度化した場合における対応の指針」を定め、入居の際に内容を説明し、同意を得ている。

■協力医療機関連携加算

入居者の同意を得て、協力医療機関又は入居者の主治医に対して、定期的な会議において入居者の現病歴等の情報共有を行った場合に算定することができる加算です。看護職員は入居者毎に健康の状況について、継続して随時記録することが定められています。

■入居継続支援加算(Ⅰ)

入居継続支援加算は特定施設入居者生活介護事業所において、質の高い医療的ケアを提供する事業所に対する評価として創設された加算です。

■科学的介護推進体制加算

要介護高齢者の自立支援・重度化防止を目的とした、科学的に裏付けられたサービスを推進するための加算です。

■介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)

介護サービスを提供する事業所に対して、介護職員の処遇改善に使うことを目的とした報酬が上乗せされる加算です。

■退院退所時連携加算

医療提供施設を退院または退所した後に、施設に入居する入居者が、施設での生活が円滑に送れるように病院等と連携・調整を行うことを評価する加算です。

■看取り介護加算(Ⅰ)

入居者が人生の最期を自分らしく送れるように、支援することを目的とした制度です。身体的かつ精神的苦痛を緩和・軽減しながら、生活支援を行う介護事業者に対して算定される加算のことです。

- ① 「看取りに関する指針」を定め、入居の際に内容を説明し、同意を得ている。
- ② 医師の診断を前提にして、介護計画に基づいて、その人らしく生き、その人らしい最後を迎えられるよう支援を行う。
- ③ 多職種による協議の上、施設の看取りの実績を踏まえ、適宜「看取りに関する指針」の見直しを行う。
- ④ 看取りに関する職員研修を行っている。